

阿賀町教育委員会による不登校児童生徒への支援

阿賀町教育委員会
学校教育課

1 基本的な考え方

令和元年度 10 月 25 日付文科省通知を踏まえる。

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること。
- ・学校教育の役割の大きさを自覚し、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。
- ・既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

2 町教育委員会の取組

不登校児童生徒の学びの継続の観点から、次の取組を進める。(又は計画)

(1) 校内における居場所として校内教育支援ルーム設置促進

- ・現在、不登校児童生徒の学習の場として設置している教室を校内支援ルームとするなど、各校の実情に応じて行うこと。

(2) 阿賀町教育センター指導主事の取組

- ・不登校児童生徒本人及び保護者との面談による支援
- ・学校ケース会議への参加と助言
- ・校内支援ルームでの対面支援

(3) 県教委配置スクールカウンセラー事業の継続

- ・各校においてスクールカウンセラーの活用を不登校児童生徒保護者又は本人へ周知したり、カウンセリングを受けることへの働きかけを行ったりすること。

(4) 阿賀町ホームページに不登校対策に係るページをアップロードする。

- ・阿賀町における不登校児童生徒への支援
- ・「学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ

(5) 学習用タブレット端末を活用した学びの保障

次により積極的に児童生徒の学びの保障を行う。

- ・AIドリル「e-ライブラリ」による基礎的な学習
- ・授業のオンライン配信による学習
- ・NHK for School を活用したオンデマンド学習
- ・GoogleMeet を利用した個別指導